

令和3年度第1回静岡県障害者施策推進協議会
令和3年度第1回静岡県障害者差別解消支援協議会
会議録（合同開催）

令和3年8月5日（木）
障害者働く幸せ創出センター会議室

午後1時31分開会

○増田障害者政策課課長代理 それでは、時間になりました。まだいらっしゃっていない委員の方もおりますが、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから、令和3年度第1回静岡県障害者施策推進協議会及び第1回静岡県障害者差別解消支援協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます、障害者政策課の増田と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日の協議会ですが、公開で開催をいたします。既に傍聴を希望される方が1人お見えですが、傍聴の方につきましては、定員が5名まで入室が可能となっております。

それと、マスコミの方にも協議会の開催について事前にお伝えしてあります。既に1社の方がお見えになっておりますが、途中で入室される方があるかもしれませんので、ご承知おきください。

また、協議会終了後、議事録を県の障害者政策課のホームページにて掲載をいたしますので、こちらについてもよろしく願いいたします。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の増田より、挨拶を申し上げます。

○増田障害者支援局長 皆様こんにちは。静岡県障害者支援局長の増田です。本日は、お忙しい中、それからお暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。併せて、新しく委員になられた皆様には、改めてよろしくお願い致します。

さて、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しているということで、東京都、沖縄県に加えて、緊急事態宣言が、埼玉県や、隣の神奈川県でも発出されているという状況

に加えて、まん延防止等重点措置につきましても、北海道等6道府県であったものが、既に報道等でご承知だと思えますけれども、いよいよ静岡県も対象となったということでございます。

静岡県におきましては、こうした中でございますけれども、ワクチン接種の推進、さらには医療体制の確保に努めておりますので、皆様には、引き続きご協力、ご理解をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

この令和3年という年は、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会実現に向けて、1つ記憶に残る年になるのではないのかなというふうに私は思っております。

1つは、この世界中の人々が多様性と調和の重要性を再認識して共生社会を育む契機となることを目指す、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されているということでございます。もちろん、この開催につきましては様々なご意見があることも承知しておりますし、また静岡県にしてみれば、熱海土石流災害の時期とまさに重なってしまったということがあります。しかしながら、これからパラリンピックも開催されていくということの中で、未来に向けて、この連帯の流れをしっかりと確かなものにしていきたいなと思っております。

なぜこのようなことを申し上げるかと思しますと、6月に閉会いたしました第204回の通常国会におきましては、障害のある方々はもちろん、そのご家族、あるいは関係の皆様が待ち望んでおられた、合理的な配慮の提供を民間事業者にも義務づける改正障害者差別解消法が成立しております。さらには医療的ケア児支援法といったものも成立しているということでございます。そして先月、7月からは、全国で聴覚障害のある方々のための電話リレーサービスが始まっております。このように、共生社会実現に向けた歩みが着実に進んでおりますのは、関係の皆様のご尽力のたまものであると、心から御礼、敬意を表したいと思えます。

さて本日は、障害者施策推進協議会と障害者差別解消支援協議会、この2つの協議会を合同で開催させていただきます。併せて、コロナ下ということもありますので、一部の委員の皆様にはWebでの参加という形をとらせていただきました。

本日は、大きく2つのテーマについてご協議をいただきたいと考えております。

1点目は、ふじのくに障害者しあわせプランのうちの第5次障害者計画の策定についてでございます。

もう1点は、障害者差別解消法の改正及び静岡県の障害者差別解消条例が施行されて4年が経過しているということがございます。関係の皆様のご意見を踏まえ、県条例の改正作業も進めていきたいと考えております。

コロナ禍の中、新しい生活様式が推奨される中で、障害のある方々の普通の生活をどのように守っていくのか。こうしたことも含めまして、委員の皆様からは、忌憚のないご意見、ご提案などをいただくことができれば幸いです。

簡単ではありますが、冒頭のご挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたします。

○増田障害者政策課課長代理 それでは進めさせていただきます。

本日は、現時点で14人の委員の方々にご出席をいただいております。静岡県障害者施策推進協議会条例及び静岡県障害者差別解消条例の施行規則の定めによる会議の開催条件を満たしておりますことを、まずご報告いたします。

なお、両協議会の委員といたしまして、静岡県身体障害者福祉会会長、岩瀬委員。前東海大学短期大学部児童教育学科教授の大石委員。静岡県難病団体連絡協議会理事の紅林委員。静岡県自閉症協会事務局の篠原委員。また、静岡県障害者差別解消支援協議会の委員としまして、静岡県人権同和対策室の黒岩委員。以上の方々につきましては、7月から新たに委員として就任をいただいております。

また本日は、岩瀬委員、小倉委員、西尾委員、松永委員、三浦委員、山本委員におかれましては、Webにて参加をいただいております。Web参加の委員の方々、私の声は聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

また、紅林委員、立花委員につきましては欠席の連絡をいただいております。

また、Webで参加の山本委員につきましては、都合により途中で退出されると聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

県内の新型コロナウイルスの警戒レベル、8月2日に更新されておりました、警戒レベルが5に上がったことを受けまして、本来、障害者施策推進協議会の幹事の皆様に出席をいただきますが、今回は幹事の皆様の出席を見合わせることにいたしました。よろしくお願ひいたします。

そのほか、事務局職員につきましては、お手元の名簿、座席表にて紹介に代えさせていただきます。

それでは議事に入っていきたいと思ひます。

本日は、7月の委員の一斉改選後初めての協議会となりますので、初めに協議会の会長が選任されるまでは、私のほうで議事を進行させていただきます。

まず、次第をご覧ください。

議題の（１）、会長の選任についてでございます。

静岡県障害者施策推進協議会条例及び静岡県障害者差別解消条例施行規則の規定によりまして、両協議会とも、会長の選任は、委員の互選によるものとされておりますが、事務局といたしましては、前期に引き続きまして、静岡福祉大学副学長の増田委員を、今回の両協議会の会長に推薦させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○増田障害者政策課課長代理 はい、ありがとうございます。

それでは、増田委員には会長をお願いしたいと思います。

続きまして、会長代理の指名についてですが、会長代理につきましても、条例や条例の施行規則により、こちらは会長が指名することとなっております。増田委員から会長代理の指名をお願いしたいと思います。

○増田会長 池谷様、お願いできますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○池谷委員 お願いします。

○増田障害者政策課課長代理 はい、ありがとうございます。

ただいま増田会長からご指名のありました池谷委員につきましても、会長代理をお願いいたします。

それでは、増田委員は会長席へ、池谷委員は会長代理席へ、ご移動をお願いいたします。

なお、これからの議事の進行につきましても増田会長にお願いをいたしますが、発言に際して、お願いしたいことがございます。

発言される方は、手を挙げていただいて、自分のお名前を冒頭に言っていただいて、発言につきましても、なるべく丁寧に分かりやすく、はっきりとしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

Web参加の方は、発言される場合は、ミュートを解除にさせていただいて、同じように手を挙げて発言をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは増田会長、よろしくお願ひいたします。

○増田会長 こんにちは。会長に就任いたします増田と申します。これまでもこの職責を

果たしてまいりましたけれども、協議内容も含めて、大切な、本県の障害者施策の大変重要な役目を担っているということですので、しっかりと議論が深まってまいりますように、どうぞよろしく願いいたします。

直前まで、大学で、まん防が本県に適用されたということを知り、緊急の危機管理会議が開かれまして、どう対応するかという議論をしておりました。局長のお話にもございましたように、こうした状況が収まることはなくて、むしろかえって静岡県も大きな波がまた来ているのかなという感じがいたします。

三木成夫という、発生学という領域の学者がおります。発生学というのは、命の誕生とは何かということを追究する学問領域なんですけれども、例えば、お母さんがつわりでつらい体験をしているとき、おなかの中の赤ちゃんはどうしているかという、えら呼吸から肺呼吸、つまり人間になろうとして、赤ちゃんもおなかの中で大きな変身をしている。こういったエピソードをつまびらかにして、命が命として、その営みをどういうふうに成り立っているのかということをよく教えてくれるその彼が、呼吸ということを大事なテーマにしています。

今回のコロナ禍の中で、呼吸しているということは生きていくあかしの1つでもあるので、呼吸すること自体が根底から問い直されていくような厳しい状況が、このコロナウイルスが私たちに与えた宿題ではないのかなと最近考えるようになりました。マスクを外すこともできず、親しい家族の中でも、時にそれを気にしなければならない。つまり呼吸すること自体を私たちは気をつけなきゃいけないような状況の中に生きています。こういうふうな課題を考えるのは、本当に100年に1回あるかどうかだと思いますけど、改めて命とは何か、人と人とのつながりとは何か。それを日々考えることの多い毎日です。

長々とお話してはいけませんので、早速本題に入りたいと思いますけれども、先ほどもご紹介にもありましたように、本日、2つの大きな協議会並びに議題が与えられております。どうぞ皆様方の忌憚のないご意見をいただき、そこから1つでも2つでも今後の施策に反映できるようなテーマが見つかりますように、どうぞよろしく願いいたします。では、この後、座って司会進行をさせていただきます。

まずは、「第5次静岡県障害者計画の策定について」。その報告の中にありますように、先般、障害のある方の実態調査の結果及び第4次の静岡県障害者計画の評価のまとめが出ておりますので、それについて、ご説明をよろしく願いいたします。

○上原障害者政策班長 障害者政策課障害者政策班の上原です。よろしくお願ひします。
着座にて失礼します。

お手元の資料の1ページの資料1をご覧ください。

昨年度実施しました、障害のある方の実態調査の結果の概要について、ご説明いたします。

お手元のほうに別冊の厚い冊子も今回置かせてもらったんですけども、内容が多いものですから、結果の概要につきましては、こちらの資料のほうで説明させていただきます。

なお、冊子につきましては、現在数値等、最終確認作業中なものですから、会議終了後にまた回収させていただきます。ご承知おきください。

この調査は、障害者計画策定の基礎資料のため、障害のある方の生活の実情と、障害者施策に対する意向や希望等を調査するものでありまして、計画策定の前年度ということで、昨年9月から11月にかけて、県内在住の障害のある方1万人を対象にアンケートを配付し、今回は4,615人の方からご回答をいただきました。平成28年度の前回調査と比較しますと、回収率は若干増加しております。

2ページをご覧ください。

質問の中の「70歳以上の介助者の割合」という質問に対する回答でございます。こちらにつきましては、前回調査からの引き続きの傾向なんですけれども、やはり70歳以上の介助者の方の割合が増加しております。

さらに、下段になりますけれども、問14として「御本人が生活していく上で今後必要になることは何ですか」という質問の項目に対して、ご覧のように、「保護者の方がなくなった後の生活のこと」が一番心配になると、58.2%のご回答をいただいております。このことから、うちの県においても、いわゆる「8050問題」及び親亡き後の課題というのがありまして、今後対応を考えていかなければならない項目であるというふうに認識しております。

3ページをご覧ください。

「差別や虐待を受けたことのある障害のある方の割合」という質問になります。

回答としては、前回調査とほぼ変わらない17.4%から17.3%ということで、約2割弱の方が、差別もしくは虐待の経験がありますよと。その中で、差別・虐待を受けたことのある方が、「そのことに対して相談をしましたか」という質問がその後にあるんです

けど、相談をした方に対して、今回の調査で新しく質問項目を立てまして、それが下の問23-4になるんですけれども、「その相談は解決しましたか」という形で新たな質問項目を設けさせていただきました。

回答としましては、「解決した」と回答された方が約3割で、「相談したが解決していない」という形の回答の方も約3割という結果になりました。解決していない原因等まで深く聞いていないものですから、ちょっと原因は不明なんですけれども、県としましては、相談支援員の資質向上や関係機関とのネットワーク構築など、やはり相談支援体制の充実を引き続き続けていかなければと考えております。

4ページをご覧ください。

「自分の住んでいる街が、障害のある人にとって安心して暮らせるところだと思う障害のある方の割合」ということで、こちらの質問項目につきましては、資料の中段にありますけれども、前回調査、前々回調査、順調に増加をしております。いろいろ障害福祉関係の制度がだんだん充実していく中で、安心して暮らせるところという形で感じていらっしゃる障害のある方が増えてきているのだなと感じております。今後も、福祉サービスの充実も含めて、今回、「安心して暮らすために必要なことは何ですか」という別の質問があるんですけれども、そこで一番要望が高かった、障害に対する県民の理解を深める「心のバリアフリー」の浸透の話と、あと交通機関や施設などの町のバリアフリー化がやはり要望が高かったものですから、この点について引き続き進めていきたいと考えております。

資料の5ページをご覧ください。

「日常生活において自立し、社会参加をしていると感じている障害のある方の割合」ということで、今回、前回調査と比較して約3ポイント減少ということになっております。この項目につきましては、これまで調査している中で、ちょっとずつではありましたが、だんだん増えていく形の数字で来ていたものですからね。今回ちょっと下がった要因としましては、皆さんご承知のとおり、昨年度の調査だったものですから、新型コロナウイルス感染症の関係で、社会自体が、外出自粛や、イベント・研修会等の中止等で、そもそもの社会参加の機会自体が全体的に減少していることなどが原因ではないかというふうに考えております。

続いて、6ページをご覧ください。

「生活に満足している障害のある方の割合」ということで、こちらの数字も、今回、

69.9から67.8で若干減少していますがけれども、前回の調査から比較すると、ほぼ同じというふうに認識しております。

中段に書かせていただいた、生活に不満がある理由ですね。こちらに若干前回調査と比較しますと変動項目がありまして、平成28年の調査のときには、不満の理由として、こちらにありますように、「家計・収入・金銭に関すること」ということが20.2%と一番多かった項目なんですけれども、今回のR2調査につきましては、それよりも「行動に制約があること・やりたいことができないこと」という項目が16.5%と一番多かったという状況でございます。

この結果につきましても、これも新型コロナの関係で、先ほど言ったように、外出自粛や移動の制限ですね。あとマスク着用など、障害のある方に対しては、結構住みづらいとか、行動がしにくい環境の影響を受けて、こういった形で不満の理由が変わってきたのかなというふうに分析しております。

実態調査の概要の報告については以上になります。

引き続きまして、2の「第4次静岡県障害者計画の評価」について説明させていただきます。

資料、続きまして7ページをご覧ください。

障害者計画に係る各数値目標の進捗状況につきましては、1、「全体」にありますように、全55項目中、現時点で結果が出ていない2項目を除いた53項目中の約7割、37項目で進捗率80%以上ということで、おおむねその点については順調に推移しているというふうに評価しております。

進捗率が80%未満だった16項目のうち、中を見ますと、そのうち11項目につきましては、昨年度の新型コロナウイルス感染症の影響で、外出自粛や、講座・研修・スポーツ大会等の中止・規模縮小などにより実績が下がった数値なものですから、ここはちょっと特殊要因なのかなと考えております。

それ以外の5項目につきましては、個別に簡単に説明したいと思います。

一覧表の8ページをご覧ください。

まず1つ目の項目になります。3の「ヘルプマーク配布数」ということで、目標値12万に対して、R2実績といたしましては3万5,480、29.6%と、かなり厳しい数字ではあるんですけれども、県としましては、現在ヘルプマークにつきましては、県や市町の窓口、もしくは公立系の病院等の公的な機関で限定的に配布をしておるんですけれども、

いろいろ自分が仕事をしていても、「ヘルプマーク欲しいんだけど」という問合せが来たときに、なるべく入手しやすい環境ということで、配付場所等をこれから増やしていく必要があるのかなというふうに考えております。

次が、9ページの14番、「児童発達支援センター設置市町数」です。

目標値としましては33市町ですね。政令市を除く33市町のところが、R2実績で21市町ということで、進捗率が63.6%ということなんですけれども、要因としましては、児童発達支援センターになるのに必要な設備基準を満たすことができない事業所というのがありまして、なかなか実績が伸びてこないという状況でございます。

次に、10ページをご覧ください。

10ページの35番ですね。「身体障害者補助犬実稼働数」が、目標60頭に対して、R2実績33頭ということで、進捗率55%という進捗なんですけれども、要因としましては、新規希望者がいなくて増えなかったというのと、あと逆に使用者の方のリタイアによって減等もありまして、見込みほど伸びていないという状況でございます。

次が、36番の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」です。目標値309人に対して、R2までの実績、これは累計ですけれども241人ということで、78%。もう少しで80%だったんですけれども、こちらにつきましては、入所の方自体の重度化ですね。高齢化が結構進んでいるものですから、以前ほど地域生活にすっと移行できるという状況にはなっていないものですから、今後、そういう方でも地域生活に移行できるように、福祉サービスやグループホームの整備を進めていかなければならないと考えております。

最後、5つ目ですね。11ページの42番です。「しずおか授産品ブランド化商品数」になります。

目標値としましては、2021年度で55品のところが、R2の実績で43品ということです。要因としましては、ブランド化の申込み自体は80件を超えているということで、かなり手は挙がるんですけれども、結局審査の結果で、かなり厳しく審査をしているということで、ここも78.2%なものですから、もう少しなんですけれども、この進捗率にとどまっているということになります。

私からの説明は以上になります。お願いします。

○増田会長

ポイントを挙げながら丁寧なご説明をいただいたと思います。ご指摘いただいたポイ

ント以外でも、皆様のほうで、気がついた点があれば、質問なりご意見なりをいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

ここでの主題ではないんですが、ワクチン接種が広く行なわれるようになったときに、高齢者からだんだんと年齢が下がってきているんですけど、かなりあちこちの障害者施設、あるいは当事者の方たちから、「なぜ私たちには接種の順番が回ってこないのか」という不安や不満が随分聞こえてきたんですね。「基礎疾患まで待つ」というふうな、確かにそういう説明ももちろんあるんですけども、いわゆる高齢者から打っていくという中に、どうして障害者の方々が、話題に上らなかったのかなとずっと思っています。

つまり、この調査の中でも、やっぱりコロナ状況というのは、かなり障害のある方たちに対して行動抑制や制限がかかったり、それが象徴的に出てきたのがワクチンの接種状況かなというふうに思います。

○高橋障害者政策課長 ご質問ありがとうございます。

ワクチン接種については、基本的に市町村が今実際に住民の方の順番を決めてやっています。その中で、ワクチンの供給というところがなかなか把握できないというところがありまして、国のほうから、まずは75歳以上の方最優先でずっとやってきて、障害のある方、あるいは基礎疾患を有する方については、後期高齢者の後にということで方針が示されています。基礎疾患を有する方は同年代の方より優先接種するんですけども、その中には障害の方も入っているというふうなお話も聞いております。

そこら辺は、実はそれぞれの市町村のロードマップというんでしょうか。それが市町ごとにばらばらになっているということで、混乱も生じております。実は私どものほうにも、「なかなかワクチンの接種の情報が来ないよ」ということで、障害者の団体さんとか事業所さんからも相談や要望をいただいております。その点について、県の障害の担当課とコロナの担当課とで一緒に、「市町の障害者担当課とワクチン接種の担当課が十分連携して分かりやすい周知をしてください」ということで通知させていただいているけれども、まだ少しご不便をかけているということは誠に申し訳ないなというふうに考えております。

○増田障害者支援局長 今、高橋課長から説明ありましたがけれども、実は三輪委員からもいろいろ要望、ご指摘をいただいているんですが、障害者の入所施設のほうは、高齢者に準じて接種等が進んでいるんじゃないのかなと。これはまた池谷先生等にお聞きしたいと思うんですけども、確かに在宅の方については今説明したとおりの状況でござい

まして、なかなか市町によってばらつきが出てしまっていると。ただ、「わ」さんからも要望をいただきましたので、それは担当部局の感染症対策局等にも伝えまして、市のほうにも連絡をしたというような状況でございます。なかなか確かに進んでいない点で、ご不便をかけております。申し訳ございません。

○増田会長 私も2つの市町に尋ねてみたんですね。だけど、もともとそういう関心、つまり話題性がなかったということもそうなんですけど、順番ですから、障害にも多様な種別があるからと言ってしまうえばそれまでなんですけれども、ただ、そうした中での関心がなかなか起こらなかったということが私にとっては少し不思議だったのです。

○山本委員 県手をつなぐ育成会の山本です。お世話になっております。

私たちは全国組織なんですけれども、全国手をつなぐ育成会で、国のほうに「基礎疾患を有する知的障害者の優先接種をすべきだ」ということで訴えをいたしましたところ、療育手帳を所持する知的障害者は全て基礎疾患扱いにということを経験づけられました。先ほど県の方もおっしゃられたとおりに、市町によってやっぱり差があると思いますが、私が住んでおります伊東市のほうは、既に障害者の接種が始まっております。ですから、やっぱりここは市町のほうにおいてちょっと頑張っていたらなということでもよろしいでしょうか。育成会としても活動はさせていただきました。

以上です。

○増田会長 市町ごとにすごく温度差があるんですね。最近も、私たちの大学は学生が実習に行くものですから、実習先からそれを求められると、どうしてもPCR検査やワクチン接種をしてやらなきゃいけない。なかなかその環境が整わないので、なかなか思うようにいきませんでした。

そうした状況を考えると、最も接種のニーズを持っているところにどのように重点配分するかというふうなことが、今頃になってやっと少し話題になりつつあるのかなという感じがします。

○三輪委員 作業所連合会の三輪と申します。よろしく願いいたします。私のほうから、3点お願いいたします。

1点目は、今のワクチン摂取のことになります。障害者は基礎疾患ということで、No.14に記載されており、手をつなぐ育成会の団体から、5月頃から要望書を上げていただいていたという形でさせていただいたかと思えます。現在コロナ禍になりますが、これからこういった感染症が起こったときに、身体障害者は、基礎疾患から外されてしまいました。

施設に通っている同じ利用者さんなのに、このあたりは、これからどういう形で進められていくのかなというところを、ぜひ検討していただきたいなと思っているのが1つになります。

それから、2点目になります。8ページのヘルプマークのことになります。昨年、ヘルプマークの冊子等を学生さんたちに配っていただいたおかげで、子供さんたちはヘルプマークを持っている方が多いですが、やはり30代以降の方は持っていらっしゃる方が少ないので、周知の仕方が少し欠けているのかなと思っています。やはり公的な機関の活用不足、PR不足があげられると思います。最近、選挙があったかと思っています。そのときに、選挙権済書（投票済証明書？）とかといったものが発行されていたかと思いません。それが選挙した方が言わないともらえないとか、その辺の周知も、せっかくやっているのにもったいないなというところもあり、ヘルプマークも、ぜひそういった周知の徹底をしていただいて、多くの方が持つことで安心できるような体制を、ぜひこの次の第5次静岡県障害者計画に反映していただけたらうれしいなと思っています。

それから、3点目になります。

11ページのところになります。先程「子供の相談をこれから充実していかなくちゃいけないな」というご説明があったかと思っています。その中で、先ほど、「相談されて解決がされましたか」とか、そういった内容があったかと思っています。それで、ほぼ30%ずつだった数字の中で、現実として、児相に相談をしたんだけど、児相の管轄ではないかなというような、微妙でグレーゾーン的な相談に対し、今は「子ども若者」がという相談センターがあり、中間的な役割を担っています。児相から離れたらそこでサポートできるような体制が弱くて、なかなか難しい内容で、まだ「子ども若者」ができたのも最近となっておりますので、関係機関との連携といったものについては、強化がさらに必要になるかなと思います。

その中で、DVとか離婚といったことで、親の都合で子供たちの、児童施設等で発生してきていますので、関係機関との連携づくりをぜひ強化をしていただきたいと思っています。

3点と言いましたが、最後、4点目です。

今、グループホームとか入所施設がたくさんできてきています。ですが、数字上は低い数字だったかなと思います。その大きな原因は、「8050問題」と併せて、自立度の高い方には使いやすいんですが、自立度の低い方には、送迎の問題、エレベーターの問題

とか、いろんなことがあって、契約に結びついていきません。その辺が、次の、やっぱり「安心して住みやすい」といったところの共生の社会につながっていくかと思います。そこもぜひ、今の現状としてはまだちょっと厳しい状況ということをお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○増田会長 4点いただいたんですが、1点目、2点目は、その辺の状況、事情が分かるのであれば、お答えいただくことにいたしまして、3点目、4点目は、今後の施策としても1つポイントになるのかなと思いました。委員の皆様方の中でも、ご意見等があれば、関連してでも、あるいは先ほどの報告の中で気になるポイント等があれば、ご質問、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大石委員 別件で、グループホームのことでちょっと伺いたいんですけど、よろしいですか。

○増田会長 では、よろしくお願いたします。

○大石委員 大石といいます。よろしくお願いたします。

7ページの資料2の下3の「80%未満の項目について」の中の(2)、施設入所者の地域生活移行の件で、この数字だけ見ると、4年間で241名の方が地域移行されたというので、「ああ、すごい数だな」というふうにちょっと思ったんですが、先月の末には、津久井やまゆり園の事件が5年経ったということで、あちこちで話題になっていたかと思います。あの5年間の中でも、入所されていた方たちが、また入所に戻るのか、地域生活に移行するのかということで、随分議論されてきたようなんですけれども、静岡県の場合は、この4年間で、グループホームの新設状況とか、それから在宅支援サービスの進み具合とか、その辺の地域移行のための基盤といいますか、その辺がどういふふうに進んできているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○増田障害者支援局長 障害者支援局長の増田です。

今、静岡県の方針として、地域移行を促進すると受け皿が必要になりますよということがあります。しかも、やはり自立度といったものは様々ですから、ある程度自立度が低い方であっても地域で生活できる工夫をしなければいけないということがある中で、今、施設整備の毎年を選定の方針として、グループホームを優先しましょうということがあります。さらに日中支援型の部分。ケアの手厚い日中支援型も手厚くすることに一日中支援型につきましては、いろいろ批判もあることは承知しておりますけれども、

それでも施設から出て地域で生活できる場であるということで、そこを整備をしていくと。そこを優先的に国のほうに申請をしていくと。そういう流れで、この2年ほどは来ているところです。

○上原障害者政策班長 障害者政策課、上原です。グループホームの事業所数の推移でございます。

すみません。今持っている資料で一番前のやつが、平成30年4月1日の時点で、グループホームの事業所数は151か所だったところ、今年の4月ですね。令和3年4月1日現在においては212か所ということで、61か所、事業所数としては増加しております。

○大石委員 ありがとうございます。

○増田会長 事前に質問が準備されているわけじゃありませんので、事務局にあっては、この場でお分かりになる範囲でお答えくださればいいんですけども、できるだけいろんな情報をいただきながら、委員の皆様方にもぜひいろんなご意見をいただけたらというふうに思います。

○加藤委員 精神保健連合会の加藤です。お世話になります。

本当に、今、地域移行というのが定着化するような話になっているんですけど、今のグループホームのこともそうなんですけれど、その受け皿を相談する窓口が、「あっち行け、こっち行け」と揺れて、結局「どこで本当に総合的に誰に相談したらいいの？」ということが、私たち家族にとっても、とても問題になっています。

それで、実際に今市町で相談の窓口がありますけれど、その方たちが212か所のグループホームを利用したいよといったときに、この当事者さんはどういうところに当てはまるんだろうとか、具体的な例がなされていないとか、実際に家族は当事者のことを思って、「こういう方向に行ったらいいな」「これから社会生活を1人でできる。自立に向かって生活できるほうがいいな」とかと思っているんですけど、実際には、何ていうか、施設を運営している側の、仕事をしてほしいがための施設に入所するような方向に持っていかれるというの？実際には、「調子が悪いときは休んでいいんだよ」と。そういうことも踏まえて、家族は、とにかく長続きしてそこに住まうことを望んでいる。だけど、3年間とかって、何か「そこにいたら家へ戻れるんだよ」というような言い方をされちゃうと、家族は、今でも生活が大変なのに、その子のためにいろいろ巻き添えを食らって、やっとその病院からそこにたどり着いて、「ちょっと安心していいのかな」と思うのが、ちょっとそこが揺らぐというか。だから本当に、家族支援というか、

そういうのにもつながる支援体制ってないのかなと思っています。

○増田会長 いや、とても大事なご指摘をいただいたと思うんですね。

先ほどの調査の結果では、「相談支援の質を上げましょう」「ネットワークをもっときちっと体制を整えましょう」という方向性が出てきているというご報告だったんですけども、実際の現場で、特にパーセンテージが上がった、つまりだんだんと体制が整ってきたという面と、一方では、そこに、パーセンテージとしては少ないんだけど、確実に十分に相談支援が行き届いていないとか、あるいは自分たちのニーズがきちっと受け止められていないという課題も一方にあるわけで、こういった障害者支援のニーズというのは、課題というのは、むしろマジョリティーよりもマイノリティーの方たちが抱えた深刻な生活課題のほうなので、しっかりと取り上げておかなきゃいけないことなんだろうというふうにも思います。

皆様方は、どんなふうに加藤様のご発言を受け止められましたでしょうか。何か関連してご発言があればと思いますが、いかがでしょう。

○山本委員 手をつなぐ育成会の山本です。

私たち、県手をつなぐ育成会では、先月、地域生活支援拠点等の整備状況に関するアンケートというのを、各市町育成会、そして各市町の担当課のほうにアンケートを取りました。やはり未整備の一番不足している機能が、今出てきた相談支援です。それから、あと緊急時対応。そして体験する機会がないということが、整備をされていない市町です。私が住む熱海伊東圏域も「検討中」とされてしまいましたので、整備がなっていません。

ただ、「設置済みだけれども一部不足」とする市町では、体験の場、あと専門人材、あと地域の体制がやっぱり整っていないといったところが出ておりました。これは、私たち当事者の親としましては、会としましては、やはり親亡き後のことを考えると、私たちが努力をして、この相談支援に始まる地域生活支援拠点を、もうとにかく早く整備をしなければいけないということで、こういうアンケートの結果が出たということで、ちょっとお知らせをしたいと思います。

市町の担当課のアンケートによりますと、約半数が「設置済み」と答え、あと半数が「まだ検討中」と答えています。

○増田会長 とても貴重な情報をいただきました。

各市町にあっては、自立支援協議会がどういうふうにいるのか。実は、この自

立支援協議会の市町ごとの温度差も大変大きくて、つまり格差が随分ある。しっかりと部会と専門部会等が動いている市町もあれば、ほとんど機能していないところもあると伺っております。圏域のスーパーバイザーを県では置いていますから、そのスーパーバイザーからの各圏域の報告も、圏域ごとの格差と言ってしまうとそれまでですけども、そういったものも随分と目につくようになっていきます。

この辺の課題整理をしていながら、各圏域、あるいは市町のこうした取組、事業に対して、てこ入れができるのか、応援ができるのか。何か皆様方、ご発言ございませんでしょうか。では、次の大きな差別解消のほうの議題もあるものですから。もう一つ協議事項なんですけれども、第5次静岡県障害者計画の骨子（案）についてということと、策定スケジュールについてということです。事務局から説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋障害者政策課長 それでは、障害者政策課の高橋です。よろしく願いいたします。

お手元の資料の12ページ、右肩に「資料3」と書いてございますA3の表でございます。ご覧ください。

表題に書いてございますとおり、「ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次障害者計画策定の骨子（案）」の資料を取りまとめてございます。

この「ふじのくに障害者しあわせプラン」につきましては、既にご承知の方も多と思いますけれども、左側の1の「計画の概要」のところに表を記載してございます。これを見ていただくと、「ふじのくに障害者しあわせプラン」につきましては、3つの計画を総称したものでございます。障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の3つを総称してございます。一番上の太字で囲ってございます障害者計画については、施策の基本的な方向性を示すもので、基本理念とか、あるいは基本目標、施策の方向性を記載してございます。

昨年策定いたしました障害福祉計画、障害児福祉計画については、大きな施策の数値目標、あるいはサービスの必要量などを規定したものです。

今回は、太字で囲ってございます障害者計画が最終年を迎えるため、皆様のご意見を伺いながら、今年度中に第5次計画を策定していきたいと考えてございます。

1として「基本目標」を書いてございます。従前から、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」としてございます。第5次の計画についても、引き続きこの目標を継承していきたいと考えております。

2の「計画期間」につきましては、障害者計画が県の総合計画の分野別計画でもありますことから、総合計画の計画期間と合わせまして、令和4年、来年から令和7年の4年間の計画と考えております。

次に、下の表、2の「現状と課題」についてです。

現状と課題、3点大きくまとめてございます。

1点目は、先ほど局長の挨拶にもございましたように、本年6月に障害者差別解消法が改正されました。そして、合理的配慮の提供が、3年以内に民間事業者にも義務化されることとなります。

一方で、昨年度、県のインターネットモニターアンケートによりますと、「『合理的配慮』の言葉を聞いたことがあり、内容も知っている」という回答の方は、下の図のとおり23.5%にとどまっております。まだまだ県民への理解、認識が十分に進んでいないといった課題がございます。

2点目の課題としまして、先ほど各委員のほうからご意見もありましたけれども、障害のある人の重度化・高齢化が進んでおりまして、ご本人が生活していく上で心配になることは、保護者がいなくなった後の生活のことが最も多いということです。これについては、親亡き後に地域で安心して暮らせるための、居住面、あるいは生活面での支援が不足しているというふうに考えております。

3点目、一番下に記載がございますけれども、災害時やコロナ等の緊急時において、音声や点字が必要な視覚の障害のある方、あるいは文字情報が必要な聴覚に障害のある方に対する情報の遅れというのが指摘されているところでございます。障害の特性に応じまして、情報を入手しやすい環境の充実が必要になっております。

また、感染症拡大時におきましても、障害福祉サービスを継続して安定して利用できるよう、支援を引き続き充実させていくという必要があると考えております。

次に、右側の上、3の「計画のポイント」でございます。

次期計画においては、現行の第4次計画の内容を基本的には継承しつつ、社会情勢の変化、あるいは感染症対策などの新たな課題に対応するため、下の3点を特に重点的に取り組む施策として位置づけたいと考えております。

1つ目、重点①については、先ほど課題にありましており、障害者差別解消法の改正に伴いまして義務化されます、民間事業者による合理的配慮の提供につきましては、県条例へ反映するための条例改正とともに、県民会議などと連携いたしまして、さらな

る周知啓発や取組を促進することが1点目でございます。

2点目は、重点②でございます、親亡き後も地域生活を継続するための仕組みづくりといたしまして、相談支援体制の整備、あるいは日中支援型のグループホームの整備拡充など、地域での自立を支える支援体制を強化すること。

そして3点目ですが、ウィズコロナを踏まえました新しい生活様式におきまして、障害分野でのICTを活用した、障害のある方に対する情報保障の推進と、障害福祉サービス事業所などの感染予防対策を強化すること。

これら3点を、次期の計画で特に重点的に取り組むべき施策として位置づけていきたいと考えております。

下に、4として、次期計画の骨子案について記載してございます。

1ページめくっていただいて、13ページ、A4の縦型の表をご覧ください。

こちらは、現行の4次計画を一番左の欄に、真ん中に今回の第5次の計画の骨子案を整理しております。

真ん中の骨子案を見ていただくと、ゴシックで書いてある柱が幾つかございます。例えば、Iの「障害に対する理解と相互交流の促進」の下、1の「障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進」に、これらの下に「重点①」と記載してあります。先ほどの計画のポイント重点①から③について、ゴシックの柱の下にそれぞれ位置づけをしております。

なお、Iの2ですが、Iの「障害に対する理解と相互交流の促進」の下に、中柱として「情報保障の推進」について記載しております。中柱として、こちらの「情報保障の推進」の柱を新しく立てたいというふうに考えております。

また、点線と実線で大きく枠で囲ってある部分がございます。先ほどの重点的な施策に関連する柱については、骨子の上でも強く表していきたいと考えておりますので、記載の順番も、現行計画と第5次計画では逆にいたしまして、大柱のIIと大柱のIIIの順番を入れ替えていきたいと考えております。

大きな変更点は以上のおりなのですが、なお、IIIの「多様な障害に応じたきめ細かな支援」のところに、5と6でゴシックが書いてございます。これについては重点として触れていませんが、ここも取り組むべき施策として、5の「強度行動障害のある方に対する支援の充実」、あるいは6の「医療的ケア児に対する支援の充実」を新たに加えていきたいと考えております。

なお、この骨子案につきましては、本日の各委員の皆様のご意見を踏まえて固めていければと考えておりますけれども、一方で、現在、県の次期総合計画の策定過程でありますので、今後若干修正する場合がありますことを、あらかじめご承知いただければと思います。

次のページ、14ページをご覧ください。

計画の策定スケジュールを横の表として記載してございます。

8月、本日の支援協議会の後、上から3番目になりますけれども、庁内の関係部局と調整を行ないまして、骨子を基にして素案の作成を開始いたします。その後、10月に入りまして、上から2番目になりますが、関係団体に対して意見聴取を行ない、11月の下旬については、一番上になりますけれども、再度本協議会を開催いたしまして、計画最終案についてご審議をいただくことを予定しております。その後、パブリックコメントを経た上で本協議会でご了解をいただいた後、3月中の策定と公表を予定しております。

事務局からの説明は以上です。

○増田会長 計画の骨子、組立てを今ご説明いただきました。ご意見等ございますでしょうか。

○小倉委員 ありがとうございます。静岡県聴覚障害者協会の小倉と申します。よろしくお願ひします。

新しい「情報保障の推進」というところを、新しく盛り込んでいただいたことは、とてもうれしく思います。

この中の3番目ですね。ここの部分ですが、A3の実際の課題の3つ目ですね。「聴覚障害者に対する文字情報の必要」というふうにあります。そこに「手話情報」というのも入れていただきたいと思います。文字だけでいいというのではなく、手話言語、手話通訳がつくなどという保障をお願いしたいと思います。

以上です。

○増田会長 大事なご指摘だろうというふうに思います。

特に事務局からのお返事はいいかと思いますが、ございますか。

○高橋障害者政策課長 ありがとうございます。ご指摘を受けたところについては、計画に十分反映させていただきたいというふうに思います。

○増田会長 2つ目の、「親亡き後の受入れ態勢」という、この文言なんですね。先ほどの加藤様のご発言にもございますように、親あるときに、家族も含めた支援の体制をと

りながら親亡き後を考えないと、本人の本当の意味での生活設計をつくっていくことにはならない。

ですから、どうしても今回の「医療的ケア児とその家族への支援」という法律の文言ではありませんが、やっぱり家族支援をどこかで念頭に置きながら、本当に言いづらいくですけれども、親亡き後、それも含めて一緒に生活設計をします。それで初めて、福祉サービスを使うだけじゃなくて、家族としての心の安心とか見通しも立つのではないのかなというふうに思います。この辺が、いつも「親亡き後」という言葉が出ると、何か本人支援だけをクローズアップしてしまう。だけど、多分「本人を残して先に死ねないよね」というのが親の人情でしょうから、そこもやはりしっかり念頭に置くのも大事なかなと思います。

○池谷会長代理 県福祉協会の池谷と申します。よろしくお願いします。

いつも同じようなことばかり言って申し訳ないのですが、13ページの「日中支援GHの整備促進」。「主な取組」というところで、この日中サービス支援型のグループホームのことについて、少し発言をさせてください。

先日も言ったと思いますが、沼津にこのグループホームができました。20人プラス、1階、2階で1名ずつのショートステイを受け入れると。隣には生活介護事業所ができました。静岡県の場合は、「敷地が違って、地番が違って、入り口が違ったらば隣接でもいいよ」ということで多分つくられたと思いますが、見に行ったら、その日中サービス支援型のグループホームは、食堂がやっぱり15畳ぐらいですかね。日中活動を行う場所がそこしかありませんでした。あと、居室は5畳ぐらいの個室であるんですけども、そこで日中サービス支援をするのかと。食堂も兼ねているんですよ。隣にある生活介護事業所も、1階、2階建てなんですけど、各階に20畳ぐらいの活動するスペースがあります。

それで、日中サービス支援型グループホームとか、生活介護事業所も、そういうのも含めて一体的に考えたときに、やっぱり何かしら、例えば強度行動障害とか、あと医療的ケアが必要な人とか、そういう人もこれから地域で暮らそうということになってくると、そういうところを使っていくわけなんです。今言ったように、もうハード面がすごく狭い。これは、入所施設から比べると本当に狭いです。今社会福祉法人がつくっている生活介護事業所の面積から見ても、とても20畳で支援することはできないのではないかなと思っています。その部屋で一体どんな活動をやるのだろうかという疑問を持ちました。

ちゃんと座っていただけるタイプの方ならばお絵描きは可能なスペースだけしかないような気がしました。

問題になるのは、このスペースではそういう対応が難しいタイプの方が増えてきた場合に、出されてしまうのではないかと心配になります。最初は「ああ、いいですよ。入ってください」と。数年使っていて、「この方は、ちょっとこのグループホームには合わないよ」「生活介護事業所に合わないよ」ということで、何か出されていってしまうのかなというようなイメージを持ってしまうのですよね。

ずっと昔、静岡県は五人委員会というのをつくっていました。これは何かというと、県単独で補助金を出すという制度です。今はもうなくなってしまったのでしょうか。そのときの対象になったのが地域交流室だったと思うのですが、それと同じように、この日中サービス支援型のグループホームとか生活介護事業所をつくるときには、できたら静岡県独自のハード面における基準みたいなのをつくっていただいて、それに対して補助金を出していかないと、何か途中から利用をやめさせられてしまうような気がしてなりません。「もうこの私たちのハード面ではこの方は対応できませんよ」ということで、何か出されてしまうようなイメージを持ってしまいます。そういうことも考えつつ、日中支援グループホームの整備促進をぜひ考えていただきたいなど。お金がかかることなもので、すぐにはできないのかもしれませんが、基準がなくなってしまったことによって、今そういう課題も出てきているということだけは、ぜひご承知しておいていただきたいなと思います。

以上です。

○増田会長 また検討いただくということにいたしましょう。

○池谷会長代理 ぜひ、そういうことを考えている人間もいるんだよということをご承知しておいていただきたいと思います。

○増田会長 大変申し訳ありません。次の議題のほうに移ります。

では、引き続き、静岡県障害者差別解消条例の改正について、条例の施行状況、それから令和2年の相談窓口の相談状況。以上について、事務局からご説明をよろしくお願いたします。

○上原障害者政策班長 再び、障害者政策課、上原です。よろしくお願いたします。

では、資料の15ページからご覧ください。

差別解消条例の施行状況ということで、平成29年4月に差別解消条例が施行したんで

すけれども、そこからここまでの県の取組についてまとめましたので、ご報告させていただきます。

16ページをご覧ください。

まず、条例第12条に基づきまして、静岡県障害者差別解消相談窓口。県の直の窓口とちょっと差別化して、専門相談窓口という形で言っているんですけども、静岡県社会福祉士会に委託をしまして、平成29年6月より相談を開始しております。

相談の受付状況等については、またこの後詳しく説明させていただきます。

(2) ですね。条例13条から19条に基づく助言またはあっせんの申立てでございます。幸いなこととというか、一応これまでの間、いろんな相談がありましたけど、現状では、まだ事前の調整ですね。相談を受けた後の、先ほどの社会福祉士会さんの対応、もしくはうちの県の職員の関係機関との調整等で、助言・あっせんにまで至っているケースは今のところございません。0件となっております。

続いて、(3)、条例第20条の、県民の理解及び関心の増進のための取組ということで、条例施行に伴って、平成29年の9月の補正予算で、「障害のある人への心づかい推進事業」という県単独の事業を設けまして、そちらによっていろんな事業のほうに取り組んでおります。周囲の方に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの配付、普及促進。駅ホームでの転落防止や、困っている障害のある人を支援する声かけサポーターの養成。2020オリパラがうちの県内で開催されるということも踏まえましてユニバーサルデザインタクシーの導入促進助成。あとは、合理的配慮の理解を深めるための団体の方々が行なう研修会や講演会活動に対する費用助成を行なう合理的配慮理解促進助成等により、合理的配慮の推進のための取組を支援、もしくは実施してきております。

17ページをご覧ください。

条例第21条の文化芸術活動と、条例第22条の障害者スポーツでございます。

本県におきましては、障害のある方の文化芸術活動や障害者スポーツの活動の中において、障害のある人もない人も一緒に参加する取組など、様々な取組を進めてきまして、相互理解の促進を図ってまいりました。

続きまして、(6)の、条例第23条に基づきます表彰等でございます。

県民の模範となる、障害に対する理解を深める取組や、障害のある人とない人の交流の機会を拡大する取組等を行なった団体の皆様を表彰しまして、さらなる差別解消の好

事例の共有及び普及を推進しています。

最後ですね。第24条に基づきまして、障害を理由とする差別解消の推進に関する県民会議を開催しております。県や市町、障害のある方や福祉関係団体だけでなく、民間事業者も巻き込んで、県民と一体となって、障害を理由とする差別を解消するという目的で、毎年「障害を理由とする差別解消推進県民会議」を開催しております。会議の中で、先ほどの23条の表彰等を実施をしております。併せて、差別解消の好事例をそこで発表していただいて、皆様に情報共有してもらおうという形の取組を行っております。

以上が、差別解消に関する県の取組になります。

引き続きまして、次の資料18ページになります。

障害を理由とする差別に関する相談の状況について報告させていただきます。

令和2年度につきましては、障害を理由とする差別に関する相談という形でカウントをしますと、全部で44件となっております。令和元年度と比較しますと3件の減という形となっております。

分野別に見ますと、下の表にありますとおり、「行政」もしくは「その他」に関する相談が最も多くて、次いで「商品販売・サービス提供」に関するものとなっております。

「行政」に関する相談につきましては、件数は多いんですけども、同一の方から何回か、継続して相談があったケースとかもあるものですから、一応そういった形で件数が多くなっております。

19ページをご覧ください。

相談の地域別の整理になります。

数字としましては、西部圏域が13件ということで多くなっているんですけども、これも先ほど説明した同一の方、1人の方が、同じ案件、もしくは関連案件で相談を何回かしてきたケースがあるものですから、その影響で西部圏域の数が多くなっております。

4番は飛ばしまして、5番の「相談への対応」になります。

事実確認や対象事業者等との調整、もしくは相談者への助言など、窓口の職員が主体的に解決に向けて対応を行なったケースが全体の約4割になっております。このほか、労働及び雇用の関係ですと、基本的には労働局の相談窓口につなげるという形など、ほかの制度の場合の相談窓口へつなげる対応も行なっております。

20ページ以降は、昨年度、相談窓口に寄せられた相談のうちの一部を抜粋して紹介させていただきます。

内容については、個別の関係者等——関係者というか、特定されないよう記載をしておりますので、ご了承ください。

昨年度の差別支援協議会で、こちらの報告につきまして、特に市町からの報告案件につきまして、昨年度までですと、相談内容と対応までしか取っていなかったんですけども、委員の方から「その後の結果がどうなっているのかまでちゃんと追跡をしてください」というご意見をいただいたものですから、昨年度の相談の調査からは、様式を変更しまして、市町に対しても、実際に受けた相談が最終的にどんな結果になったかというところまでちゃんと確認するような形に対応を改めております。

事務局からの説明は以上になります。

○増田会長 差別解消条例のおおむねの成果状況についてのご報告、それから相談状況についてのご報告をいただきました。いかがでしょうか。本日初めてご出席くださいました黒岩様はどうでしょうか。

○黒岩委員 今、上原さんのほうからも説明がありましたように、障害に関しては、専門の相談窓口があり、私どもの人権啓発センターも4階にあるんですけども、人権啓発センターのほうにも障害のある方が直接見えたりするケースはたまにあるんですけども、その場合には、同じフロアに相談窓口があるものですから、そちらに速やかにつながりとかすることができて、そういう意味では、非常にこの窓口があるということで、私どもとしては助かっているというか、うまく連携が図れているかなという感じはしています。

○増田会長 社会福祉士会に県は委託されていると思うんですが、社会福祉士会からの何か、こういった相談対応についての、あるいは苦情対応についてのご報告というのは、どんなのがございますか。どんな状況なのかというふうなことの報告はあるんでしょうか。いかがでしょう。

○上原障害者政策班長 障害者政策課の上原です。

一応専門相談窓口で受け付けた相談につきましては、県が受け付ける場合も一緒なんですけど、全部一件一件報告書の形で記録していただいて、毎日その日あった相談について県に報告いただく形で対応していただいております。まとめて報告でなくて、随時というか、その日の相談結果について毎日報告をいただいているという形で県と情報共有をしている取扱いになっております。

○増田会長 お聞きしたかったのは、その状況報告をいただいたときに、何か顕著な話題

性というのはあるんでしょうかという意味です。

○高橋障害者政策課長 相談の個々の内容は様々なんですけれども、やはり事業者の方が、障害の理解が十分にできていないとか、分からなくて相手を傷つけてしまうとか、分かっていたらやっとな。説明をすれば「ああ、そういうことだったんだね」「そういう合理的配慮があるんだね」というようなことがかなりあります。こちらのほうに報告を回していただいて、私どもも読んでいますけれども、やはりもう少し私どものほうも、その理解をしていただくための取組をさらに深めていかなければならないのかなと感じております。

○増田会長 先日、ある市町の報告を聞いておりましたら、こういった相談に至る前に、ご家族の中での虐待等の報告よりも、いわゆる専門事業者の中での虐待等の事案のほうが多かったんですね。意外とそうした問題がそういった数字の中に出てくるんですけれども、じゃ、本人や家族がそれを相談としてどう結びつけていくのか。なかなか難しいと思うんですね。

福祉指導課のところに相談しますけれどもいわゆるサービスを受けている側からすると、なかなかサービス事業者に対して物申すことができなくて、結局泣き寝入りをせざるを得ない。相談窓口に行って「こうこうこういうことがあります」というふうに訴えても、「じゃ、介入しましょうか」と言ったら、今度は利用者ご家族のほうがちゅうちょして、「いや、もし自分たちの立場が危うくなったら困る」と。なかなか実名を出せないというふうなことは、実際に私が苦情対応していても出てきているんですね。

ですから、いわば介入して問題解決になるのは、介入できない、あるいは介入しようと思っても、思うようにその辺の利害調整ができないというふうな事案は、どこかでやっぱり看過しておいてはいけないのではないかというふうに思うんですが。これは決して県の対応が何とかと言っているんじゃないじゃなくて、意外と市町の報告、自立支援協議会での報告を見ていると、専門事業者側の虐待事案というのは決して少なくないんですね。だけど表に出てこないわけですよ。

○黒岩委員 今の増田先生のほうのお話でちょっと思い浮かんだのが、障害者支援施設からの依頼を時折受けまして、職員に対して虐待防止の観点から、職員への教育啓発の意味合いで、私ども人権啓発センターのほうから、人権啓発指導員という者が2人おりました、「ぜひ来て職員向けのそういう研修をやってくれ」といったような依頼は年に数件あり、つい先頃も東部のほうであったんですけれども、そういう形で、現場の職員に

対して、未然にそういった虐待事案を防ぐという意味合いでの、施設側としての、施設のトップなのか、そういう方からの意識に基づいてこちらに依頼があって、出向いていて、そういった研修をさせていただくということは私どものほうでやっております。ですので、そういった依頼があれば、積極的に私どものほうも関わっていききたいというふうに思っています。

○増田会長 ぜひそうやって外堀をしっかりと埋めておくような働きかけも必要だろうし、逆にそれによって外発的に施設のサービスの質を高めていこうという動機づけになれば、なおいいのではないかというふうに思います。

私も適正化委員会の委員長なので、立場上、ご相談を受けます。率直に「実は虐待、暴力はやっぱりあるんだ」というふうなお話を伺って、そこから膝を突き合わせて、「じゃ、どういうふうにそれをなくしていけばいいのか」というご相談をするんですけども、こういった事案というのは一朝一夕に改善されるものではない。では、どういうふうに施設ぐるみでこういったことに取り組んでいくのか。特に強度行動障害の方々がいるようなところでは、目に見えない身体拘束の案件もあるものですから、こういったことも含めて、きちっとどこかに認識の中に置いておかなきゃいけないのではないかとこのことを思います。

では、次の議題に入りたいと思います。

協議事項がございます。法改正の概要、団体アンケート調査、民間事業者アンケート、条例改正スケジュール。以上について、ご説明いただきたいと思います。

○高橋障害者政策課長 それでは、事務局から、資料7から10まで、一括して順番に説明をさせていただきます。

まず、資料22ページですね。資料7をご覧ください。

こちらのほうは、「法改正の概要、条例改正に向けて」と書いてございます。先ほどもご説明したとおり、障害者差別解消法については、平成28年に施行されておりますが、その際、合理的配慮の提供につきましては、国や地方公共団体に対しては法的義務となっておりますが、事業者に対しては、この概念がまだ浸透していないということを理由に、3年後の見直し規定を定めて、努力義務にとどめられております。このため、平成29年に制定いたしました県条例についても、事業者による合理的配慮の提供は、努力義務としております。

そして、今回国の障害者政策委員会等で見直しに向けた議論が進められて、今年の6

月4日に改正差別解消法が公布されたところでございます。

その中で特に大きなポイントとしては、22ページの中段の3に書いてございますとおり、事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務化すると。そして3年以内に施行されるというものでございます。

今回、大きなテーマとして、この法の改正の趣旨を踏まえまして、当協議会、あるいは関係団体の皆様のご意見を伺いながら、本県の条例改正の見直しに向けて、これから検討を進めていきたいと考えているところでございます。

ただし、4の「合理的配慮の義務化に向けた課題」に少し記載しておりますけれども、事業者への合理的配慮の提供の義務化につきましては、さらに理解を促すための啓発というものがやっぱり必要であるとともに、合理的配慮の提供を適切に行なっていただくための様々な支援、ソフト面、ハード面等の支援も必要になるのかなと考えております。

このため、一番下、5の「対応方針（案）」として記載しておりますが、まずは障害福祉団体、あるいは民間事業者などの様々な関係団体の皆様の意見を十分に伺った上で検討を進めていきたいと考えております。

具体的には、24ページ、25ページを少しご覧ください。

24ページに障害福祉団体向けのアンケート調査、25ページの資料9に民間事業者向けのアンケート調査の概要を記載してございます。

このうち24ページ、資料8を見ていただくと、障害福祉関係団体向けのアンケートでございますけれども、そこの5の「アンケート項目（案）」を見ていただくと、合理的配慮の義務化への賛否の関係のほか、県条例に掲げる障害者差別解消の施策全体に関する意見や要望も伺っていきたいと考えております。アンケート調査を実施した後、ヒアリングも重ねて実施していきたいと考えております。

一方で、25ページの民間事業者向けのアンケート調査では、同じく8月から9月にかけて行ないますけれども、5の「アンケート項目（案）」をご覧くださいと、まずは障害者差別解消法、あるいは合理的配慮の認知度、理解度をお聞きするほか、合理的配慮の実例、あるいは障害者差別解消法に関する社員への研修などの実施についてもお聞きして、実態を確認させていただくというふうに考えてございます。

26ページをご覧ください。

今後の条例改正に向けたスケジュールとなっております。本日8月5日に支援協議会を開催した後、関係団体、民間事業者向けのアンケート、あるいはヒアリングを実施し

て進めていきたいと思えます。なお、先ほど対応方針でご説明したとおり、関係団体の皆様の声を十分にお聞きした上で検討を進めていきたいと考えておりますので、今後の作業状況の進捗によっては、今後のスケジュールが多少変更になるということをご了承いただければと考えております。

事務局からは以上です。

○増田会長 では、法改正の概要、条例改正等についてのアンケート実施について、何かご意見等ございませんでしょうか。

介助犬の啓発・普及のときもそうでしたけれども、いわば当事者の立場に立ったときに、そうした差別等が起こる。実際には、そこに合理的な配慮なり理解がなきゃいけないんですけども、その不適切事例、適切事例というのを、もう少しやっぱり私どもも積み上げていく必要があるんだろうなと思うんですね。障害の方々が多様なニーズや課題をお持ちになっている場合に、その障害理解ということももちろん重要なんですけども、それと同時に、その方々が個別に様々な就労、生活の上での課題、ニーズをお持ちであれば、それがどうこれとつながっていくのかと。いわゆるパンフレットなんかで見ている合理的配慮の事例が、意外とパターン化しているんじゃないかという感じが私はしてならない。ですから、もうちょっと適切事例、不適切事例というのを私たちが積み上げて、それを啓発の中で使っていくということも必要なのではないかというのが1点です。

2つ目は、「過重な負担を求めない」という、この項目です。これは一体何を意味しているのかを、例えば民間事業者の方がずっと分かるとは思えないんですね。例えば、働く人がそこで「こういうふうにしてほしい」と言ったときに、それが過重な負担なのかどうかって、それは「建設的対話をしてください」といって放っておくわけにもいかず。ですから、この過重な負担の事例も、また少し積み上げていって分かりやすくしていくのも、事業者側にとっても理解を深めていくことになるのではないかというのが、感想です。

義務化されていく中での、どういうふうにしたら当事者の利益に還元していくのか。そういうところをしっかりと議論しておかなきゃいけないのではないのかなというふうに思っていますが。

では加藤様、お願いいたします。

○加藤委員 加藤です。

本当にこれは大切だなと思うことは、当事者の人が、何ができないかじゃなくて、何ができるかを重視してくれたら、もっと違うんじゃないかなど。できないことを並べるというのは、健常者の人だったら普通なのかもしれない。でもそうじゃなくて、何が得意なのか。パソコンを使って数字を打ち込むとか、そういうことだったら、対外的なことと遮断をした状態だったらできるよとか、そういうことの配慮。

それとか、また一方的に話をしたがる。中にはいますよね。それをコミュニケーションができるんだと勘違いをされて、それが独語だったり、そういうときには誤解を招いたりすることだから、そういうときに、本人が何が得意で、得意といたらいいのかな。何が自分にとって無理じゃない、スムーズにできるか。そういう配慮というのを、本当に企業さんとかにお願いをしたい。私もそうなんですけど、できないことがいっぱいあるものですから、やっぱり萎縮してしまう。そういうときに、「ああ、できたね」と言われたことに、自信を持って次に進めるといふ、そういうことの配慮というのは大切かなと思います。

以上です。

○増田会長 本当に大事なことをご指摘くださいました。

もしこの啓発をしていくなら、ICFをどういうふうに理解くださっているか。つまり、障害観が大きく変わったわけですよ、あのときに。ICIDHからICFに変わったときに、本当に私たちの障害の捉え方——環境が実は障害をつくる出しているんだというふうに発想転換したんですけれども、このあたりも、これから啓発していきながら理解をいただくというのも、1つ忘れてはいけないのではないかなというふうに思います。そのことを、今加藤様が教えてくださいました。まさに活動制限や参加制約をすることばかりが対応ではなくて、いかに活動や参加をできる環境を整えていくかということになるわけですので、こういった大きな発想の転換があるんだよというところもやはり大事なのではないのでしょうか。

関連して、ほかにご意見等ございませんでしょうか。

アンケートがどんなふうに出てくるか楽しみです。介助犬のときも少し私もお手伝いした経緯があるんですけど、それでもなかなか介助犬の理解——進んだんですかね。局長さんは、あのとき大変熱心に取り組まれていたんですけど、いかが評価されていらっしゃるでしょうか。

○増田障害者支援局長 以前、本当に増田先生にご協力いただいて、ホテルでデモンスト

レーションなどをしながら理解を求めていったと。でも、今でもまだ、今度、今月かな。やはりシズウエルで、「心で観る彫刻展」、これは盲導犬の関係ですけれども、やはりそうしたものもあるんですけれども、理解はまだまだ進んでいないというか、コロナ禍の中で、ちょっとその辺が後退している感もあるのかなという感じがしています。ただ、障害の当事者の方々に言わせれば、「周りの方が遠慮しないで、懲りずに声をかけてほしい」とか、積極的な関わりを求めているということがありました。

それから、この条例の絡みでちょっと言わせていただきますと、今加藤さんからいろいろおっしゃられたんですけれども、まさに今回、合理的な配慮が民間事業者にも義務化されるというところが非常にポイントになるかと思います。今現在は条例に基づく申立ては一件もないわけですけれども、これからは、これが義務化ということになると、非常にその境目、先ほど会長からもおっしゃった、その事例の部分をちゃんと示していかないと、非常にトラブルが起きてしまうだろうなと。「これは本当にどうなの？」と。過重な負担というのも、それはその事業者の状況、あるいは障害の状況。そういったものを様々勘案して決めるしかないわけで、明確な基準はないんですけれども、やはりそれを、いろんなケースを出して具体的なものを示していかないと、企業さんは対応のしようがないということがあろうかと思います。

実は今回、この案件について副知事と協議をした際も、「できる限り多くの具体的な事例を示さなければ駄目だ」と。「抽象的な表現では分からない」と。「多くの具体的な事例を示すことによって初めて事業者さんがそういう行動に移れる」と。そのようなご指摘もいただきました。今日の委員の皆様からのご発言も、そうしたところに結びつくのかなと思っておりますので、介助犬も含めてですけど、そうした点、いろんな具体的な事例を示していきたいと。そのように今感じたところでございます。

○増田会長 企業等の方からすると、納得ができる合理的理由がなければ、多分費用の捻出なんてしないと思うんですね。スロープ一つとってもですね。まあ、それは例えですけれども。そういう意味では、きちっとした説得力のある根拠なり事例なり、そういったことを私どもが用意していく必要があるのではないかなというふうに思います。ありがとうございました。

そのほか、関連でご発言ございませんでしょうか。

○小倉委員 静岡県聴覚障害者協会の小倉といいます。

民間に対しての義務化改正になるわけですが、それは必要だと思います。ただ心配な

ことは、障害者を雇用するとか、何か「大変だな」というふうに思われちゃうというのが困ります。皆さんがおっしゃられたとおりに、「どんな方法があるんだよ」とか、案ですね。そういうことを具体的に出していくというのが大事だと思います。1年や2年前のときにも意見が出ましたけれども、各障害者団体が既に相談を受けているわけですので、先にそういうところから話を聞いたりして、事例や解決方法、そういうことを集めていくということが大事だと思います。

私は、聴覚障害者関係でしたら、相談を受けたりとか、差別事例なんかについて、既にそういう資料もありますので、そういうのも参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

○増田会長 その懸念はあると思うんですね。

愛知県の中小企業の方たちに障害者雇用についてのお話をしに行ったことがあるんですけど、「最初はいかにつまらない話をするかと思っていました」とおっしゃいました。だけど、障害者雇用について、「障害の方たちの働く機会や場を用意するというのが、こんなにも実は会社を活性化するんだよ」というお話をしたときに、終わったら、「いや、面白い情報をいただいた」というふうに、かなり皆さん方、積極的に関心を持ってくださった。ただ、その後に、「だけど、発達障害分からないし、何々障害分からないし」と言われたときに、「いや、そういうところから実はご理解いただきながら、うまく職場の中で、人間関係も含めて働きやすい環境をつくっていくというところも、実は企業側からすると、一つ一つ経験を重ねていかなきゃいけないんだ」というふうなお話を、質問等の中でも申し上げたことがありました。

今の小倉様の懸念は、私たちは、そういったところまで実は念頭に置きながら、障害のある方々の働き場の場、機会を逆に促進していけるような改正になっていくように、様々な検討がその前にも必要なんだろうなというふうにも改めて思いました。

では、予定の時間がおおむね参っております。ふつつかな司会進行でございましたけれども、本日私どもに与えられました課題、おおむね終えさせていただきます。

先ほど私は少しご説明を落としておりましたので、それを先に追加をさせていただきます。

第5次の静岡県障害者計画の骨子案については、資料の案で基本的には承認をさせていただきたいと存じます。皆様方からいただいた意見については、今後計画策定に反映していくというふうに事務局ではお考えいただいております。

もう1点、今協議をいただきました条例改正の内容につきましては、民間事業者、障

害者団体のアンケート、ヒアリングなどを通じて関係各位の意見をしっかりと受け止めて、改めて作業スケジュールの中で検討いただいて、進捗を図っていただくようにさせていただきたいと存じます。

少しご報告がずれてしまいましたけれども、お許しをいただきたいと思います。

それでは事務局のほうにお返しをいたします。皆様方、Web上の皆様方を含めて、ご協力くださいまして誠にありがとうございました。

○増田障害者政策課課長代理 増田会長、委員の皆様方、どうもありがとうございました。皆様方からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、今後の計画策定等を進めてまいりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、令和3年度第1回静岡県障害者施策推進協議会及び、同じく第1回静岡県障害者差別解消支援協議会を閉会いたします。

なお、次回の協議会につきましては11月頃の開催を予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時30分閉会